

○福岡武道館運営委員会規程（概要）

（昭和54年福岡県警察本部訓令第9号）

この訓令は、福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第6号）第9条に規定する武道関係団体等の有識者の意見を聴取する福岡武道館運営委員会について、必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 福岡武道館委員会の所管事項
- 福岡武道館委員会の組織
- 福岡武道館委員会の会議

などの項目からなっている。